

第 66 回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 28 年 1 月 21 日（木） 10:55～12:13

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 11 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、北村部会長代理、河井委員、川崎委員、清原委員、西郷委員、嶋崎委員、白波瀬委員、関根委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計審査官

4 議 事

- (1) 未諮問基幹統計の確認について（海面漁業生産統計）
- (2) 未諮問基幹統計の確認について（法人企業統計）
- (3) その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、ただ今から第66回基本計画部会を開催いたします。

議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に紹介してください。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について確認いたします。

海面漁業生産統計の確認について、西郷主査が基本計画部会での確認事項として整理されたものが資料 1 です。これらの確認事項に対して、実施府省の農林水産省で準備していたものが資料 2 です。

次に、法人企業統計の確認について、宮川主査が基本計画部会での確認事項として整理されたものが資料 3 です。これらの確認事項に対して、実施府省の財務省で準備していた

だいたいのものが資料4です。

このほか、メインテーブルの方々には席上配付資料があります。その席上配付資料につきましては基本計画部会終了後に回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○西村部会長 それでは、最初の議事に入ります。

10月26日の基本計画部会で決定し、12月11日に改定した「平成26年度統計法施行状況審議（未諮問基幹統計の確認）の検討の流れについて」に記載のとおり、本日の基本計画部会では海面漁業生産統計と法人企業統計について確認いたします。

まず、海面漁業生産統計については西郷主査が中心となって確認を進めていただいているところですので、以後の進行を西郷主査にお願いいたします。

○西郷主査 それでは、説明いたします。まず、資料1です。

全体的な構造としては、漁業センサスで把握して、動態的な側面をいわゆる海面漁業生産統計、本当は海面だけではなくて内水面といったいわゆる淡水の統計もあるのですが、淡水は一般統計になっていますので、主に動態的な側面を海面漁業生産統計で把握することになっております。対象数が少ないこと、それから、漁業の漁獲量自体の変動が非常に大きいことから全数調査で行っているところがほかの動態統計とかなり違うということになります。

そういたしますと、全数調査であるということから、調査対象をどうやって把握するのかが1つのポイントになるわけです。その点では、漁業センサスで、漁業経営体、いわゆる事業所に当たるものを把握しています。中間年に関しては、従来は海面漁業生産統計で把握していたところですが、今は、それがほかの統計調査、漁業就業動向調査で中間年の漁業経営体数が把握されることとなりますので、中間年における漁業経営体数の把握がきちんと行われているのかというのがこの海面漁業生産統計の精度に直接かかわるところから、今回はその点を中心にチェックをしております。

資料1の2のところ为重点的なチェックポイントであるということで、以降は農林水産省に説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省生産流通消費統計課の春日と申します。お手元の資料2に基づいて説明いたします。表紙をめくっていただきまして、右下に「2」と書いてありますけれども、まず、そちらのページを御覧ください。

水産業に関する統計体系と海面漁業生産統計の位置付けです。先ほど西郷主査から御説明がありましたとおり、5年に一度、漁業センサスで基本構造を調査しております。経営収支につきましては、漁業経営調査で調べておりまして、漁業生産量につきましては海面漁業生産統計調査と内水面漁業生産統計調査の2本立てで調査を行っております。流通・加工品につきましては、食品流通段階別価格形成調査等で把握をしているところです。

調査対象数につきましては下に書いてあるとおりです。3ページを御覧ください。

海面漁業生産統計調査の概要です。海面漁業の生産に関する実態を明らかにし、水産行

政の基礎資料を整備することということで、調査の体系は、右側に書いてありますように、現在は海面漁業漁獲統計調査と海面養殖業収獲統計調査と稼働量調査の3本立てでやっております。

左側の「調査の沿革」を見ていただきますと、直近の見直しは平成19年で、主な見直し内容としては、調査対象を漁業経営体から水揚機関に変更しております。稼働量調査につきましては、調査を対象とする漁業種類を限定して行っているという形になっております。

主な利活用は、水産基本計画その他の水産関係の基礎資料という形になっております。

4ページを御覧ください。海面漁業生産統計調査の特徴です。先ほど西郷主査からお話がありましたとおり、漁獲量につきましては年変動が大きいことから、全数調査によって把握しているということです。経営体数が約9万4,500経営体で、調査を効率的に行うという観点から、漁業協同組合などの水揚機関で調査をすることによって効率的な調査を実施するという形にしております。

5ページを御覧ください。経営体数の把握に係る部分です。漁業経営体に関する調査の変遷の図を見ていただきたいのですが、赤字の部分が経営体数に関する調査になっております。平成14年から18年にかけては、海面漁業生産統計調査の中の稼働量調査におきまして経営体数の把握を行ってございましたが、平成19年の見直しにおきまして稼働量調査は一部の漁業に限定されたということで、経営体数の把握は漁業就業動向調査に移行して、経営体数の把握を行うという形になっております。この漁業就業動向調査はセンサスの中間年で行うということで、センサス年におきましてはそのセンサスで経営体数の把握を行うという形になっています。

右下に経営体数の推移を載せております。残念ながら、年々経営体数は減少傾向で推移しています。

6ページを御覧ください。この漁業就業動向調査における標本設計です。設計の考え方ですが、まず、個人経営体の標本設計につきましては、センサスを母集団として、目標精度を全国3%でやっております。標本抽出数はおおむね1割弱の抽出を行っているところです。団体経営体につきましても同じような形でセンサスを母集団として目標精度2%で設計しているということです。実績精度は下に書いてあるとおりです。

7ページを御覧ください。水揚量の把握漏れや重複計上を防止するための措置です。漁業生産統計調査におきましては、行政機関が持っている情報をできる限り活用するという観点で、水産庁が漁獲成績報告書というものを漁業経営体から収集しており、そちらのデータも活用しながら調査を行っております。

まず、真ん中を御覧ください。準備段階におきまして水揚機関とセンサスのデータとの突合を行い、行政情報との重複を排除するというを行い、その上で調査を実施しております。

右側を見ていただきますと、まず、行政機関からの情報が全体の漁業生産量の3割弱を占めており、水揚機関からの情報が約6割、水揚機関にも属していない個別経営体約1,000

経営体からも調査を行っていますが、約8%、このような形で調査を行うということです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○西郷主査 どうもありがとうございます。

それでは、何か御質問、御意見等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

事前に御意見いただいているということで、川崎委員から何かありましたら、よろしくお願ひいたします。

○川崎委員 実は私は、先日、農林水産省の方々に来ていただき、いろいろ話を聞かせていただいたので、今日の御説明で疑問や特段の意見はないのですが、お話を聞いた上での感想を少し申し上げてみたいと思います。

この分野は、自分では直接経験していないので、いろいろと質問させていただきました。この分野は法令上の届出・報告もきちんとある制度にもなっているもので、通常の統計調査以上に、そういう仕組みで集まってくる情報もかなりあり、それを活用されているのが、非常によく理解できました。そういう意味で、統計調査と行政情報をうまく活用することで、漏れ、重複などを排除するようにされていることは、大事な取組であるので、引き続き、現状に満足することなく、更にその努力を続けていただけたらと思います。

漁業の漁獲高の統計は、特に日本にとっても非常に大事な統計で、我々、あって当たり前前の統計と思っているところがあるのですが、こうやって正確に作っていくことは非常に大事だと思うのです。

これは少し余談になるかもしれませんが、つい最近、海外のニュースでFAOが出している漁獲高の統計が実は全体的に2割とか3割ぐらい低目なのではないかというものがありませんか。それは、各国の統計で、アンダーリポーターリングといいますか、国際的又は国内的な事情などから資源を捕り過ぎていないと見られないよといった配慮からか不正な報告が行われている国も多いよだということでした。

日本という国は遵法意識がかなり高い国だと思うので、そういうことはないのだろうと思いますが、この仕組みというのは、基本的には行政機関が漁業者を信頼しながら情報を集めているものでもありますので、統計に対する意識や遵法意識がないところでは、数字の改ざんが行われやすいということもあろうかと思いますが、日本では恐らくないとは思いますが、そういうリスクもあることを意識しながら、引き続き精度の高い統計を作っていただきたいと感じました。

以上です。

○西郷主査 どうもありがとうございます。

野呂委員はどうでしょうか。

○野呂委員 あまりなじみのない統計なので、見当違いの御質問か分かりませんが、平成19年にかなり大きな変更をされて、例えば漁獲量などですと、報告者を漁業事業者、経営体から漁業組合のようなところに変えられた。そうすると、想像ですが、回答の正確性、回収率、カバレッジする報告者の範囲なども、少し変わってきて、ギャップが出るよ

うな可能性もあるのではないかと思ったのです。その辺りはどうかというのが一点。

もう一点は、今ほど主査からお話がありました中間年ですけれども、漁業就業動向調査、これはサンプル調査で、比較的少ないサンプル値を直近の漁業センサスの結果で引き延ばすような方法で推定しているというお話なのですが、例えば、平成24年の漁業就業動向調査ですと、平成20年の漁業センサスの結果を使って推計しているので、翌年すなわち平成25年の漁業センサスとの間でギャップが出るようなことはないのかということを確認いたします。

○西郷主査 お答えいただいてよろしいでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 まず、19年の見直しに関するギャップということですが、従前から全数調査という形でやっております、調査の対象が漁家から組合に変わったということで、基本的には100%回収するという形です。その時に、同時に調査員制度を導入して、漁業協同組合に大変詳しい調査員を雇い、そこを通じて漁獲量の調査を行うという形を採っており、その対象を変えたことによって特段ギャップが生じているということはないかと思っております。

それから、中間年の漁業経営体数のことですが、5ページの右下にグラフを載せております。直近の漁業センサス年が平成25年、その前が20年となりますが、23年と24年は、東日本大震災の関係で被災三県の分のデータが取れていないということで、ここはその前後と比べまして経営体数が少ないのですけれども、それを除きますと、特にセンサスと中間年でギャップが生じているグラフにはなっていないのではないかという感じを受けております。

○西郷主査 ありがとうございます。

今の回答でよろしいですか。

○野呂委員 私も、この5ページの右下を見て、平成24年は20年の漁業センサスをベースに推計しているために、かい離が出ているのかと思ったのですけれども、そういう理由だということで理解できました。

○西郷主査 ありがとうございます。

ほかにありますか。

それでは、簡単に私からまとめということですが、今、お聞きいただきましたように、海面漁業生産統計に関しましては、動態統計としての役割から、また数字が非常にぶれやすいということから全数調査で実施しているということです。その名簿の整備に行政情報がふんだんに使われていたり、経営体数の把握の仕方ほかの統計の標本調査に基づいて行われていたりしていることから、安住してはいけないという御指摘もありましたけれども、漁獲高を正確に捉えるという面からは適当な設計になっているのではないかとというのが私の一応のまとめとなります。

以上で海面漁業生産統計についての御報告は終わりますので、西村部会長にお返しします。

○西村部会長 ありがとうございます。

次いで、法人企業統計につきましては、宮川主査が中心となって確認を進めていただいておりますので、以後の進行を宮川主査にお願いいたします。

○宮川主査 それでは、法人企業統計の確認の審議を進めます。

この統計につきましては、委員の皆様から貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。事務局とも相談いたしまして、資料3で確認のポイントを整理いたしました。それを簡単に御説明いたします。

まず、一点目です。母集団名簿、標本抽出などサンプリング等の調査設計に関する論点です。ここでは、母集団名簿をどのように管理しているか、中小企業に関する統計の精度向上に向けて、第Ⅱ期基本計画に盛り込まれた標本抽出方法の見直しを始め、その改善の方向性などについて確認していきたいと考えております。

また、サンプル入替えの影響を縮小するため平成21年度調査から導入しておりますローテーション・サンプリングに関しまして、統計の振れや不規則変動の縮小に効果があったかどうか、これも確認していきたいと思っております。

そのほか、これに関連して、サンプル入替えに伴う断層処理後の計数公表等の可能性についても確認いたします。

次に、二点目です。これは欠測値補完や実査上の問題などを統計調査でいかに正確なデータを収集し、統計の精度を向上させていくかということに関する論点です。調査の結果生じる欠測値の補完について、現状の御報告と改善の方向性、例えば、委員から出されました大企業の欠測値についてEDINET等の公表情報を用いて補完する手法等の適用可能性について確認したいと思います。

また、そもそも欠測値の発生を防いで正確にデータを収集するために、回収率の向上、収集データの正確性のチェックの体制整備など、実査上の課題への取組状況についても確認していきます。

最後に、三点目です。利用者ニーズの高い調査項目や公表系列の拡充、公表早期化等に関する論点です。特にSNAの次回基準改定で設備投資に含まれることが予定されております研究開発費の調査項目への追加可能性、会計基準におけるリース資産の取扱いの変更の影響など、法人企業統計と各種基準の変更との関係に着目して確認していきたいと考えております。これらを確認ポイントとして設定いたします。

それでは、まず、この確認事項に沿って財務省から御説明願います。

○山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部長 財務省の研究所調査統計部です。よろしくをお願いいたします。

法人企業統計について御説明いたします。

まず、1ページを御覧ください。法人企業統計調査の目的と母集団情報ということで、他の企業統計と合わせて掲載しております。法人企業統計調査の母集団名簿は登記簿情報をベースとしておりまして、新設、解散、休業等の情報を反映させながら現在に至ってお

ります。母集団法人数は直近の平成26年度調査で約281万社。なお、委員から法人企業統計の母集団において新規又は廃業で更新される企業数はそれぞれの程度かという御質問がありました。直近の平成26年度名簿でカウントしたところ、新規に登録された企業は約15万社、脱落した企業は約13万2,000社でした。

一方、会社標本調査の母集団につきましては、平成25年度分で約260万社、経済センサスの母集団は26年度基礎調査で約175万社であると承知しております。法人企業統計の母集団とはかい離が生じている状況です。

このことから、当省におきまして法人企業統計と経済センサスの名簿のマッチングを行いました。資本金1億円以上につきましては大部分の法人が一致いたしました。資本金1億円未満につきましては大きくかい離している状況でした。

この要因について次の2ページを御覧ください。調査の対象法人の区分の違いを載せております。そのかい離の要因について総務省とも相談しましたところ、区分2段目に書いていますが、給与が支払われている従業員数がない法人、かつ、企業として自前の設備を有していない法人等は統計調査における事業所の概念に当てはまらない可能性があり、このため経済センサスには含まれていない可能性があるというお話を頂きました。法人企業統計ではこれらの法人についても名簿に含めていることから、法人に関する定義の違いが両名簿のかい離の要因の一つではないかと考えております。ただ、はっきりしたことがまだ解明できておりませんので、今後は総務省と相談しながら、どのような要因によるものかを検討していきたいと考えております。

また、マイナンバーが浸透していくことで、政府統計への利用も検討されるようになれば、それも考慮して検討してまいりたいと思っております。

3ページを御覧ください。中小企業の精度向上に関する課題です。公的統計の整備に関する基本的な計画の中で、四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万から2,000万までの標本抽出の見直しということで、売上高で細分化して層化抽出を行うなどの検討をしております。

左側に法人企業統計の母集団情報、右側に経済センサスの母集団情報を載せています。下の会社数は、(注1)に書いていますように、1,000万円から1億円未満の中小企業の数です。法人企業統計は、登記簿をベースとしておりますので、売上高で細分化した上で層化抽出を行うには、売上高情報を有する経済センサスの母集団の活用が前提となります。しかしながら、御説明したとおり、母集団数はかい離の状況となっておりますので、検証を行っているところです。

経済センサスの母集団名簿の活用が可能となった際には、売上高を含め、層化に用いる情報について平成29年3月というのが課題の期限となっておりますので、ここまでに結論を得るように検討してまいりたいと考えております。

また、委員からの御意見の中で、中小企業について調査項目を簡素化し、負担を軽減した上で標本数を増加させることを検討するのが望ましいとの御提案がありました。法人企

業統計調査は財務諸表の項目を網羅的に調査しており、各項目について、資本金階層別に比較・分析できるところが強みであると思っております。中小企業のみ調査項目を簡素化してしまうと、中小企業の財務諸表に関する代替的なデータが他の公的統計では存在しないことから、学術研究機関、民間シンクタンクなど、ユーザーの利便性の観点からも調査項目の簡素化は差し控えたいと考えております。

なお、サンプル抽出率の向上につきまして経済財政諮問会議から御指摘を頂いております。後ほど御説明いたしますが、企業負担を考慮する必要があるほか、予算の増額、人員の増員が必要といった懸念はあるものの、サンプル抽出率の向上については統計委員会での御議論も踏まえて検討してまいりたいと思っております。

4 ページを御覧ください。こちらで標本の抽出を掲載しています。左から順に、資本金階層、母集団数、標本サイズ、抽出率、右側は金融業、保険業と掲載しています。赤枠で囲んだところがサンプルの層になります。合計にありますように、（金融業、保険業以外の業種で）標本サイズの合計は、年報で約3万社、季報で約2万6,000社となっております。

標本抽出におきましては、企業負担を考慮して標本数を抑えつつ、統計の精度を確保するため、資本金階層ごとに標本サイズを固定して抽出しております。その上で、各業種への標本配分は業種ごとの母集団法人数に応じて行っております。その際、統計精度維持の観点から、（注3）にありますように、資本金階層別・業種別の各階層における最低標本数を50社と設定しております。なお、標本サイズについて後ほど例を御説明いたしますが、資本金階層・業種ごとの標準誤差を用いた分析を行った上で設定しております。

5 ページを御覧ください。現在実施しておりますローテーション・サンプリングの方法を掲載しています。資本金1,000万円以上2,000万円未満（標本サイズ4,000社）の場合ということで例を挙げておりますが、法人企業統計では平成21年度調査より2年単位で調査を依頼し、毎年、半数ずつ標本を入れ替えるローテーション・サンプリングを導入しているところです。

6 ページでは、そのローテーション・サンプリングの効果を、例として、固定資産における断層の相対比での検証結果を掲載しております。断層の相対比は（注1）のと通りの算式です。グラフの四角は4-6期を指しております。ローテーション導入の効果につきましては、当方の法人企業統計研究会において学識経験者に検証していただきましたところ、固定資産や資産合計といった項目では前期の期末と当期の期首との変動は小さくなっており、統計の精度は導入前に比べ向上していると考えられるという御判断を頂きました。

一方で、先生方からは、導入後間もないこともあり、効果を検証するにはもう少しデータの蓄積が必要であるのではないかという御意見も頂きました。

7 ページです。ローテーション・サンプリングをフローでの効果ということで、ピンポイントですが、10年前と比較してみました。左側は17年7-9月期でローテーション導入前、右側が27年（7-9月期）でローテーション導入後です。項目は、設備投資、売上高、経常利益で見ました。右側のピンクの部分が、効果があったという印です。フローで

あるために数値の変動が大きい面も考慮しなければならないと思いますが、設備投資、売上高といった主要項目においても、標準偏差を平均で割るという、いわゆる変動係数は縮小しておりまして、統計の精度は導入前に比べて向上していると考えております。

なお、経済財政諮問会議で回収サンプルの資産規模が各四半期で若干の断層があることから、資産規模に関する調整値の参考提供について検討の余地があるとの御指摘を頂いております。例えば前回調査と今回調査ともに回答のあった共通サンプルを用いて、主要項目の伸び率を参考情報として提供していくなどが考えられるかと思いますが、エコノミスト等からも御意見を聞いた上で断層調整したデータの参考提供につきましては積極的に検討してまいりたいと考えております。

また、同じく諮問会議で御指摘を頂いておりますサンプル替えの一層の分割・逐次化につきましては、当調査では既にローテーションを導入して、その効果が出ているとも考えられますが、先ほど説明しました断層調整値の検討を踏まえて検討していきたいと考えております。

さらに、諮問会議で御指摘を頂いておりますサンプル抽出率の向上につきましては、企業負担を考慮する必要があるほか、予算の増額、人員の増員が必要となります。特に人員につきましては、サンプル数を増加させながらも、回収率を維持し、調査票の審査のレベルを確保するためには、人員の増加は不可欠です。これらの懸念事項はありますが、サンプル抽出率の向上につきましては統計委員会の御議論を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上の諮問会議での三つの御提案はいずれも断層の影響を小さくするという御提案だと理解しております。段階を踏みながら検討していきたいと考えているところです。

8ページを御覧ください。委員から御意見を頂いたローテーション・サンプリングについて、継続サンプル・新規サンプル別の標本抽出数と回答数を提示してほしいとの御意見がありましたので、データを作成いたしました。上から、新規法人、継続法人、悉皆法人、合計ということで、規模ごとに回収率を書いています。

なお、御意見の中で、公表値の膨らましにおいて継続サンプルと新規サンプルと別々に推計しているのか、それとも一括で推計しているのかという御質問がありました。法人企業統計では両者を区別することなく一括で推計をしています。

9ページを御覧ください。委員から御意見を頂いた中で、標本設計の改善を検討するために、資本金階級、業種ごとの標本の大きさ並びに分散のデータを用いた分析を行っているかという御意見がありましたので、例を載せています。これは、資本金1億円から5億円未満の標本設計に関する試算の場合で、設備投資ということで掲載しています。

標本サイズの見直しにつきましては、近年では平成21年に実施しておりますが、検討に当たっては標準誤差を用いた分析を行いました。その結果、右の囲みに書いてありますとおり、この真ん中のグラフは、1.0という黄色い線を下回れば精度は上がるというグラフになっておりますが、8,000、1万、1万2,000社で精度を見ていただきました。赤である1

万社又は緑である1万2,000社が適当ということでしたが、四角の中の最後の方に書いていますように、予算制約、マンパワー等の関係から1万社ということを選択したところです。

10ページを御覧ください。御意見の中で、ある項目について0という回答がなされた場合、どのように取り扱っているのか、それは未回答のケースとどのように区分しているのかという御意見がありましたので、事務フロー図を掲載しています。法人企業統計調査は財務諸表の項目を網羅した調査票となっていることから、0が正しい回答の場合もありますが、設備投資のような貸借対照表項目、経常利益のような損益計算書項目は、他の調査項目との関係から数値のチェックが可能となっております。記入漏れが疑われる場合や数値に疑義がある場合には問い合わせ、回答の正確性を確認しているところです。ただし、人件費のような独立した項目につきましては、企業の回答が得られない場合がまれに見られます。その場合は、空欄の場合と0の場合とは区別することなく0として処理しているところです。0及び未回答の処理については、この後、説明いたします未提出法人の補完も含めて、今後、検討していきたいと考えています。

また、委員から調査項目ごとの欠測値率の開示についてお尋ねがありました。0が正しいという回答の場合もあり、空欄と0は区別していないということもあって、欠測値率のデータは保有しておりません。

11ページを御覧ください。よく使われる設備投資を例にとりて標本の大きさや回答の度数分布や統計量を示してもらいたいとの御意見がありましたので、この資料を御用意いたしました。設備投資の場合ですと、当該四半期に実施していない企業も多くありますことから、0の社数が多くなっております。母集団推計に当たりましては、1社当たりの平均値を算出する際にも0の法人を含めて計算しております。

12ページです。欠測値補完について掲載しています。法人企業統計におきましては、金融業、保険業以外の資本金5億円以上の法人について、未回答法人の補完を行っております。表に書いていますように、具体的には、業種別に各階層内で法人の資本金を並べた上で、未回答法人の前後10社における調査項目の対資本金比率の平均値に未回収法人の資本金を乗じて計数を算出しております。

その他の階層については、その下に書いていますように、その他の階層については欠測値の補完は行っておりません。

なお、委員から頂いた御意見の中で、一部の大企業の非回答による欠測値補完方法として、EDINETの情報を用いることを検討してはどうか、その際、EDINETの連結決算の値から、前年度の連単倍率を用いて単体決算を推計してはどうかとの御意見がありました。年度により異なると思われます連単倍率で推計してよいのかといった懸念があります。そのため、法人企業統計では、貸借対照表、損益計算書を網羅的に調査している関係で、関連する項目から推計できないかなど学識経験者を交えて検討していきたいと考えております。

また、委員から外れ値の処理についてのお尋ねがありました。席上配付資料として一番下につけています。右上に「席上配付」と書いてある資料ですが、外れ値が疑われる法人

の検出ということで、数値の記入、入力ミスがないかを確認するために、特に誤差率への影響が大きな法人の法人番号を検出するプログラムを用いております。具体的には、全ての回収法人の中から1法人だけを交代に除いて標準誤差率を求め、その標準誤差率の値が小さくなる法人を誤差率への影響が大きな法人として検出しております。

影響が大きい法人というのは、標準誤差率3%を目安として検出しております。真ん中の表を御覧いただきますと、この表の見方ですが、全法人を使用した場合に標準誤差率4.528、Aという法人を除外した場合には3.647になります。Bという法人を更に除外した場合には3.211になるという見方をしています。それぞれ検出された法人は、Aから順番に見ていくわけですが、2のとおり処理を行います。上記プログラムで検出した法人の調査票を確認し、問い合わせ、誤りがあれば修正、誤りがない場合であっても、その法人の値が減資などの理由により階層分布の中で著しく突出していると認められる場合には、母集団推計の際に除外をしております。なお、プログラムで検出した法人を一律に除外しているわけではありません。

私どもの法人企業統計研究会の先生からは、資料11ページに御提示いたしましたように、法人企業統計が対象とする多くの変数の分布は強い正のゆがみを持つため、標準偏差に基づき、観測値の上下数%を除外するといった単純な手法を用いることはできないことから、標準誤差率を用いて検出する現在の手法は、簡明で、誰でも意味が分かる基準であり、大きな外れ値から順番に評価していくという現在の基準は適切であるという評価を頂いているところです。

続きまして、本文の13ページを御覧ください。実査体制と正確性のチェック体制です。正確性のチェックにつきましては、回収した調査票は財務局、財務事務所と財務本省とでダブルチェックを行い、疑義がある場合には法人に照会し、修正を行っているところです。さらに、調査票をデータ化するときシステムに登録する際に、エラーチェック機能を付加しておりまして、調査票の貸借が一致しないとか、四半期の売上高が1年間を上回っているというようなケースが出た場合にはエラーが表示されるようになっております。引き続き、正確性のチェックには万全を期してまいりたいと思っております。

14ページを御覧ください。回収率の推移です。回収率につきましては、長らく低下傾向にありましたが、このスライドに書いたとおり、平成26年度から電話督促業務の外部委託を全国的に展開いたしました。未提出企業への督促回数が増加して、これが功を奏して、こここのところ回収率は上昇傾向になってきております。

一番下の表、24年と27年との回収率を比べていますが、27年が少しずつ良くなってきているということを表しております。回収率の向上につきましては、様々な方法により企業に接触するなど、引き続き工夫してまいりたいと考えております。

一方、法人企業統計の回収率を低くさせる要因との御質問がありました。次の三つが考えられると思っております。資本金規模が大きい法人のみならず、資本金規模が小さい法人も対象としていること、他の統計と比べて調査項目が資産、負債、純資産、損益状況と

多岐にわたってその数も多いこと、旧統計審議会や統計利用者から要望を受けて公表を早期化したため企業の提出期限を早めたことなどが考えられますが、基幹統計として引き続き回収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、一部の大企業が未回答となっている理由について御質問を頂きました。回収している財務局から事情聴取したところ、外資系は親会社の方針により提出してもらえない企業があるといった声が聞かれたところです。

また、非回答サンプルに属性上の特色はあるかという御質問も頂きました。低階層法人の方が回収率が低いという以外には特に特色は見られませんでした。

15ページを御覧ください。オンライン調査化の影響ということで、規模別オンラインの回収状況であります。上段が24年7-9月期、下段が27年7-9月期で、それぞれ階層別に回収率を掲示しています。

委員からの御質問の中で、郵送又はオンラインの自計記入となっているが、回答方法の違いや変更が調査項目の回答率に変化をもたらすか知りたいとの御意見がありました。総じて、資本金規模が高い階層ほどオンライン回収率も高くなっている傾向にあります。明確な因果関係は不明であるも、オンライン提出にすることで合計額を自動計算する機能など、数値記入が容易となることが貢献しているものと考えております。引き続きオンライン提出には、しっかりと勧奨してまいりたいと考えております。

16ページです。公表の早期化について掲載しております。まず、左上の表を見ていただきますと、これまでの公表の早期化の推移を表しております。平成6年の公表日は12月22日でした。このときの回収率が84.4%。現在になりますと、12月1日という公表日、約3週間早めたわけですが、73.9%という回収率になっているというのが現状です。

さらに、早期化ということに関してですが、右上のスケジュールを見ながら四角を見ていただきますと、上場企業に義務付けられている金融商品取引法の四半期開示の期限は45日ルールというのがあります。これが右上の27年7-9月期のスケジュールで見えますと、11月16日がそれに当たります。このときの回収率が67.4%でした。その後、私ども、11月20日に調査票を締め切っているわけですが、そのときの回収率が73.9%。ここで回収率が6.5%上がっております。中身を見てみますと、この4日間では大企業で400社も出てきました。大きな提出があったということです。よって、金融商品取引の四半期開示の期限後に一定期間を設ける必要があり、これ以上の早期化は困難と考えております。

17ページを御覧ください。設備投資の把握に資する調査項目の検討ということで、研究開発費の追加の可能性についての御意見を委員から頂きました。研究開発費を追加する場合、幾つかの費用項目から研究開発のために消費された全ての原価を抜き出す必要があります。描いてある図のように一部分を抜き出す必要があるということです。研究開発費を調査項目に追加することにつきましては、開示を行っていない中小企業に別途会計処理をお願いすることとなること、また、上場企業につきましても連結ベースでしか開示していないところ、法人企業統計では単体ベースで回答していただいているということがあ

とから、これに答えていただくためには多大な記入負担を強いることになる、さらに、回答の正確性の問題にも発展するのではないかという留意点がありますが、研究開発費については、GDP統計で今後2008SNAの導入の際に研究開発投資を新たに計上する予定と聞いておりますので、2008SNA導入後の動向も注視しつつ、内閣府と相談してまいりたいと考えております。

次に、会計基準に基づくリース資産の計上についてお尋ねがありました。まず、当調査における対処といたしましては、リース会計基準の導入直後は設備投資の前年同期比の変動が大きかったことから、設備投資の前年同期比がどうなったかを把握するために、平成23年度に附帯調査をいたしました。左下の表にお示ししていますが、リース会計基準が強制適用となった平成20年度は新基準と旧基準の前年同期比の差は大きくなっております。しかし、21年度以降は前年同期比の差は小さくなっております。また、右グラフにありますが、平成20年度調査より調査票の固定資産増加額にリース資産を計上したかについて「はい」、「いいえ」で答える項目を追加しております。これは現在も行っております。これは、リース資産の金額自体の調査をすることは極めて高い記入者負担を強いることになるため、統計審議会の了承を得て「はい」、「いいえ」で調査することとしたものです。

右のグラフを見ていただきますと、固定資産増減額にリース資産を計上したのかとの問いに「はい」と回答した法人の構成比を示しているところですが、21年度以降は大きな変化はないと見ております。このことから、足下の前年同期比では大きな影響は出ていないと考えているところです。

18ページです。季節調整値の公表項目の拡充についての御意見がありました。季節調整は、現在は売上高・経常利益・設備投資の3項目で、業種は全産業・製造業・非製造業の3系列で、X-12-ARIMAを利用いたしまして季節調整を作成し、公表しているところです。御意見のありました拡充項目のうち、営業利益につきましては積極的に検討してまいりたいと考えております。なお、人件費につきましては、会社法の改正によりまして役員賞与を19年4-6期から追加したばかりであって、データが少ないということ、また、付加価値につきましては、四半期別では計算に必要な租税公課と不動産賃借料等々も調査していないためにできないと考えております。

19ページは、四半期別調査票を参考までに添えております。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○宮川主査 どうもありがとうございました。

それでは、今、財務省から説明があった件に関しまして御意見、御質問等あれば、お願いいたします。

どうぞ。

○関根委員 関根です。

財務省におかれては、非常に詳細で説得的な御説明をどうもありがとうございました。質問とか要望に応えるためには、人・予算上のインプリケーションも伴うという点は、私

どもも統計部署を持っておりますので、大変共感するところです。

その上で、事前に御説明していることも含めて、二、三点ぐらいですが、御質問というよりもコメントに近いものを少ししたいと思っております。

まず、欠測値の話です。お配りいただいた資料3の（別添：参考資料）で、事前に提出したものが付されていますので、それを参考にしながら欠測値についてお話ししたいと思います。

こちらの参考資料を御覧いただきますと、まず、「1」と書いてあるところの上の方の表ですが、先ほどから回答率の話が問題になっておりましたけれども、短期経済観測調査と比較しまして法人企業統計季報の方が少し低いことが見てとれるかと思えます。私どもはこの短観を使いながらGDP統計の設備投資を予測しており、金融政策上、大変重要なインプットとして使っているのですが、そうすると、GDP統計の基礎資料である法人企業統計季報と短観の設備投資の数字が合っていることが望ましくなります。そういう観点で下を御覧いただきますと、この数年間、短観の方が伸び率が高く、法人企業統計季報の方が低いという状況が続いています。この要因は何なのだろうかを見ていくと、右側のところですが、一部の業種のところでかい離がある。ここで比較していますのは大企業ですので、調査企業が重なっていて、本来であれば、短観と法人企業統計季報との間で特にかい離がないはずのところですが、このかい離はGDP統計にも反映されます。

以上が伸び率の話ですが、裏面を御覧ください。今度は同じことをレベルでやってみました。細かい説明はいたしません、短観と法人企業統計季報の間ではレベルで見てもかい離があって、それには情報通信といった業種が寄与しているということです。

こうしたことを踏まえて、御質問というか御要望の中には、EDINETを使ってみてはいかがだろうかということをお提案いたしました。それに対して先ほどの御説明の中では、そういうことも含めましてということだと思っておりますが、学識経験者の方々のお話をいろいろ伺いしながら更に検討ということでしたので、それ自身は大変有意義なことだと思います。

EDINETを使うことにつきましては、実は短観でもやっております。ただし、短観では、回答企業に黙って勝手にEDINETの数字を入れているわけではありません。あくまでもEDINETの数字を使いながら、単体の数字はこのぐらいですかとかの確認の質問を回答企業に対して行っており、その結果として、回答企業の確認を受けた後にこういった数字の補記を行うことで、回収率の向上に励んでおります。その結果、先ほどの情報通信も含めて私どもの設備投資のレベルも伸び率も少し高くなっているのではないかと推測しております。

そういったEDINETの活用方法の話も含めて、この欠測値対応につきましては引き続き検討を加えていただきたいと思いますと思う次第です。

以上が一点目です。

二点目は、母集団の話です。これも、今後とも検討ということでしたので、あくまでも

御確認までということです。財務省から頂いた御説明資料の1ページ目のところで、先ほど御説明されていましたが、法人企業統計は登記簿情報を基にして母集団法人数が281万社、一番右側の経済センサスが175万社となっています。そのかい離として疑わしきものということで、2ページ目の真ん中にあります、株式会社のうち「給与が支払われているが従業員数がない法人」かつ「企業として自前の設備を有していない法人」ということです。しかし、経済センサスの方が医療法人とか一般社団・財団法人とかカバレッジが広いことを考えると、281万対175万のかい離がこの真ん中のところだけでそんなにあるのかというのが素朴な疑問として出てくるかと思えます。

そこについては、今後とも総務省とも共同でいろいろ御検討いただきたいと思っておりますし、それ自身、先ほど御説明にありましたように、基本計画の中にあります売上高を使って層化抽出することによって、中小企業のところの精度を高めるという観点からも非常に重要だと思えます。

ちなみに、短観も更なる精度向上のための努力を続けており、最近、これはまだ暫定的な結果でしかないのですが、売上高も層化基準の中に加えてみると、精度向上にかなり資するという結果を得ております。

第Ⅱ期基本計画にありますように、売上高を層化基準に加えること、そのためにも母集団の謎を解明することが非常に重要だということは、改めて強調したいと思います。

最後です。これも前向きに御検討いただく話だと思いますので、言わずもがなのところもあります。研究開発投資を調査項目に加えることは、今度のSNAの改定に伴いまして非常に重要なポイントになると思います。これにつきましても、中小企業のところのカバレッジは当然重要なのですけれども、実際には総務省の科学技術研究調査結果を見ると、研究開発投資は資本金10億円以上の企業が全体の9割以上を占めています。そういったことを考えますと、やはり限られたリソースですので、先ほどのEDINETの話も大企業が重要だと申し上げましたけれども、研究開発投資につきましても、特に大企業のところを中心に調査をやっていくという考え方もあるのではないかと思う次第です。

私からは以上の3点です。

○宮川主査 財務省からお答えをお願いします。

○山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部長 EDINETに関しましては、以前、基本計画の中でも課題になって全省庁で検討するということがあったかと思えます。記録を見ますと、私どもの財務省でも検討した経緯があるようです。法人企業統計が連結ベースでなく単体であること、それから、仮に固定資産の増減が把握できたとしても、それが純粋に、私ども法人企業統計では本当の新規を設備投資として捉えています。中古品を除いたり、譲受振替などを除いたりということで、固定資産の中身を純新規の設備投資としてつかんでおるところで、EDINETからその内訳が把握できないということがあり、過去の記録を見ると、これは活用できないという結論が出ております。私ども、どうしても、どうしても、B/S、P/L、特にB/Sをしっかりと網羅した項目を取っておるものですから、企業が発表した設備投資と

いう項目だけを統計上入れることにはやや抵抗があると今のところ考えております。

以上です。

○宮川主査 そのほかの母集団とか研究開発投資についての御質問についてはいかがですか。

○山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部長 母集団につきましては、先ほどもお答えさせていただきました総務省と更にマッチング、詰めていきたいと考えております。

○宮川主査 大企業に関する研究開発投資の部分についてはいかがですか。

○山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部長 先ほどお答えいたしました2008SNAの動向を見て内閣府と相談してまいりたいと考えております。

○宮川主査 ありがとうございます。

関根委員、何か追加がありますか。

○関根委員 御検討を加えていただくということで、それ以上のことはありません。

ただ、これも一点だけ付け加えさせていただきたいのですが、短観も単体ベースを調査しているものであり、設備投資につきましても同じような問題を持っているのです。こちら辺はもちろん統計としてのインテグリティという問題もあるかと思うのですけれども、短観では、回答企業になかなかお答えいただけないときに、とりあえずEDINETでこのぐらゐの数字ですかというものをまず持って行って、その数字を基に更にディスカッションすることによって彼らから情報を引き出すということをやっております。EDINETの数字を、そのまま入れるということはやっていません。我々がやっているようにすべきというつもりもありますが、未回答先から何らかの回答を引き出すときに、EDINETや何かを使えないかということなのです。

先ほどの連単比率の話も、当然、年度ごとで変わりますので、そのまま推計に用いることが粗いものであるということは認めますし、そのとおりにやるということではないのですが、そういったことをとりあえず向こうに示さないと、大きな企業からの値が欠測してしまい、先ほどお示したように、全体として大きな問題を生じかねません。この件に関しましては、EDINETに固執するものではないのですが、欠測値の対応については検討を深めていただきたいと思いますという次第です。

○宮川主査 分かりました。この問題は意見が分かれ、まだ課題としているというところでもありますので、とりあえず引き取らせていただいて、ほかに御質問のある方、いかがでしょうか。

○中村委員 R&Dについては御相談いただけるということでよろしいと思いますけれども、ファイナンシャルリースにつきましては、これは貸している大手のリース側からは金融取引になっていて、借りている中小企業は、原則、買取りの扱いにすべきなのだけれども、例外がある。300万円以下はよいとか、大事でない部分はよいとかいって、かなり過小になっているという推計があるわけです。

今日拝見した資料では、前年同期比では新基準、旧基準で影響は消えつつある、それは

当然そうだと思うのですが、レベルについてはかなり小さくなっているという実証研究もあります。それから、製造業と非製造業を見るとかなり違うということがあるので、企業規模別とか、業種別とか、リースのサイズについてかなりバイアスが出ている可能性があるということを指摘したいと思います。ただ、リース自体が余り大きくないという御認識であるならば、それはそれでよいのだと思いますけれども、そういう問題点があると思います。

○宮川主査 財務省の方、いかがでしょうか。

○山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部長 リースにつきましては、特例処理として300万円以下はオフバランスでよいとか、中小企業の場合にはオフバランスでよいとかという例外規定があり、ここを取り切るまでは法人企業統計では少し難しいと考えております。

○宮川主査 よろしいですか。

○中村委員 会計基準の問題ですから、法人企業統計で不都合だといってこれを変えてもらうというのも少し問題がありますので、致し方ないかと思えます。

○宮川主査 そうですね。

このほかに御質問はありますか。

○川崎委員 実地調査の関係で一点お尋ねしたい。

先ほど非回答の企業でどういう特徴があるかというお話の中で、一部の外資系企業の中に強い非回答の傾向があるというお話がありました。そういうハードコアのなかなか回答しないところには特に何か対策を採られているのでしょうか。恐らく、回答しないところはずっと回答しないということがあるだろうと思うのです。これは、ある意味、長期的な問題にもなるし、更に言えば、ほかの統計調査でも同様の問題もあると思うので、もし何か対策などがありましたら、教えていただきたいと思えます。

○山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部長 これまでは、督促状を送る、電話を何回もかけるなどというやり方で対応して、川崎委員がおっしゃるように、出ない企業はずっと出ていないという状況があります。今回、これをきっかけにして、もう少し上のレベルで企業に直接接触するということをやってもよいのではないかと考えているところです。

○宮川主査 川崎委員、いかがでしょうか。

○川崎委員 結構です。

○宮川主査 ほかに。もし御質問等がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

取りまとめについては、時間的な問題もあるのでとりあえず主査預かりでよろしいですか。

○西村部会長 これでよい、というところだけをやって、まだ決まっていないところは預かってください。

○宮川主査 先ほど言った論点については、もう一度ということにさせていただきますか。

それでは、本日御議論いただきまして、また、確認していただきました点につきまして、次のようにまとめさせていただきたいと思っております。

まず、母集団情報の整備ですけれども、法人企業統計の母集団名簿の企業数と事業所母集団データベースの企業数に関してはまだかい離があるということで、今後とも関係省庁と連携してこのかい離の要因をより詳しく検討していただくことを平成29年3月までをめどにお願いしたいと思います。また、本日も出ましたけれども、法人番号制度が導入されましたら、これを利用してより正確な企業数の把握も可能になるので、こうしたことも検討の範囲内に入れていただければと思っております。

続きまして、標本抽出ですけれども、中小企業の精度向上に向けた標本抽出の改善について、第Ⅱ期基本計画で売上高で細分化した層化抽出等により行うことを検討すると指摘されております。母集団の整理が進んで、売上高を把握している事業母集団のデータベースの活用が可能になった際には、売上高だけでなく、雇用者数等の層化抽出の可能性も含めて検討していただきたいと思いますと思っております。

標本数の増加を図るために中小企業の調査項目を簡素化して調査を実施するという点については、先ほど説明もありましたように、法人企業統計が財務諸表の項目を網羅的に精査することで貴重な情報を提供しているということも踏まえまして、慎重かつ十分に検討するという点でよいのではないかとと思っております。

それから、統計精度の改善のために標本数を増加させることにつきましては、実施のための予算や人員の増加は避けられないので、本統計に必要とされる精度と費用対効果の問題として捉えて、慎重かつ前向きに御検討いただくということだと思います。

平成21年度から導入したローテーションサンプルにつきましては、示していただいたとおり、一定の効果があるだろうと考えております。

あと、サンプルの変動に伴います断層変動を処理した調整値の参考提供についても様々な手法が考えられますけれども、現在、四半期GDP速報の推計において、同断層の調整が行われております。同制度の統計精度向上に資する調整値のニーズは高いと考えられますので、継続サンプルのみを用いた係数の参考提供も選択肢の一つとして考えていただきたいと思いますということです。

三番目の欠測値の問題ですが、先ほど議論が平行的になったということもありますので、これにつきましては、委員からの御議論と財務省からのお答えを私の方で預らせていただいて、その上で改めて回答させていただくことにいたしたいと思っております。

回収率につきましては、オンライン回答の推進も含めて向上していることもありますので、これについては引き続き取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

最後に、調査項目、公表系列の拡充ですが、研究開発費の調査項目につきましては、委員からの御指摘もありましたので、今後、関係省庁、統計の役割分担といったことも考慮して調査の可能性について御検討いただきたいと思いますと思っております。

あと、公表の早期化につきましては、御説明いただいたとおりかと思っております。会

計基準の変更に伴うリース資産の取扱いにつきましては、御質問もありましたけれども、会計基準の変更ということ、それから、今後の動向を見て考えていくということによろしいのではないかとまとめさせていただきたいと思います。

それでは、時間も限られていますので、今のようなまとめ方とし、あとは報告書案で委員の皆様にご確認と審議いただくという形にしたいのですが、よろしいでしょうか。私のつたない進め方で申し訳ないのですが、よろしいですか。

(委員首肯)

○宮川主査 どうもありがとうございます。

それでは、これで法人企業統計の確認を終わります。

以後の進行を西村部会長にお戻しいたします。

○西村部会長 宮川主査、ありがとうございました。

それでは、12月の基本計画部会で審議しました毎月勤労統計について、北村主査より報告がありますので、よろしくお願ひいたします。

○北村主査 12月の審議の結果、今後の取扱いについては主査の私が預かったところですが、その後の検討の結果について御報告したいと思います。

前回の審議においては厚生労働省から御説明があったわけですが、そこに提出された資料とか説明では不十分であると判断いたしまして、また論点を改めて整理して、2月の基本計画部会において次のように発表していただきたいと思います。

一点目は、基本情報としての毎月勤労統計がどのようなことを捉えようとしている統計なのかということの説明をいただき、二点目は、ギャップの要因や改善策の効果についての定量的な検証結果の報告、三点目は、そもそもどのように指数が作成され、今後どのようにしようとしているのかという三点について厚生労働省から追加的な資料の提出と説明を頂いて、改めて審議をお願いしたいと考えております。

○西村部会長 それでは、2月の基本計画部会では、再度、毎月勤労統計について審議をすることとしたいと思います。併せて、一昨年審議しました家計統計のフォローアップ及び個別の審議を端緒とするサンプルに関する横断的な問題についても議論を行い、3月には報告書を取りまとめることとなります。

関係府省におきましては、引き続き、資料作成や部会での説明など御協力をお願いすることになるかと思ひます。その際の御協力をお願いいたします。

また、前回の部会でも申し上げましたが、総務省移管前の今年度中に一度検討結果を取りまとめて甘利大臣に御報告できるように、委員の皆様にも取りまとめに向けた効率的な審議の協力をよろしくお願ひいたします。

本日の部会はこれまでとさせていただきます。

最後に、次回の基本計画部会の日程について事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は2月16日(火)、午前

に開催予定の統計委員会終了後に、中央合同庁舎第4号館共用1208特別会議室において開

催いたします。詳細は別途お知らせします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了いたします。

ありがとうございました。